

# カナダの持続可能な雇用法の制定

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主幹 海外立法情報調査室 河合 美穂

## 目 次

### はじめに

#### I カナダの気候変動政策及び公正な移行政策の背景

- 1 気候変動政策の特徴
- 2 気候変動政策の影響
- 3 2015年以降の気候変動政策をめぐる連邦政府と州・準州の対立

#### II カナダの持続可能な雇用法制定までの経緯

- 1 法律制定までの経緯
- 2 審議経過

#### III 法律の概要

- 1 構成
- 2 概要

### おわりに

翻訳：カナダの持続可能な雇用法

キーワード：労働力の公正な移行、気候変動、ネットゼロ経済

## 要 旨

世界的な低炭素経済への移行によって、石炭火力部門等の労働者、その家族、地域社会、企業は多大な影響を受ける。当該労働者等に公平な支援、すなわち、所得支援、再訓練、雇用機会等を提供し、影響を最小限に抑えつつ、社会全体でコストを分担しながら移行することを、労働力の公正な移行という。カナダでは、労働力の公正な移行が重視され、経済成長、持続可能な雇用の創出並びに労働者及び地域社会への支援を円滑にし、かつ、促進するために、説明責任、透明性及び参画の枠組みを確立する「カナダの持続可能な雇用法」が2024年6月に制定された。同法においては、その執行に責任を有する大臣及び特命大臣の指名、多様な関係者の対話を経て大臣等に独立して助言を行う持続可能な雇用連携審議会の設置、持続可能な雇用行動計画の策定、同法の執行を支援して機関間調整等を行う持続可能な雇用事務局の設置などが規定された。

## はじめに

カナダでは、地球温暖化の影響が深刻であり、山火事、干ばつ、洪水など極端な現象が頻発している<sup>(1)</sup>。温室効果ガス排出量削減に向けたパリ協定が2015年に採択され、カナダは、2016年にこれを批准した。締約国が5年ごとに更新する目標「国が決定する貢献〔nationally determined contribution〕」については、2021年7月に、2030年までに温室効果ガス排出量を2005年比で40～45%削減するとし<sup>(2)</sup>、また、2050年までにネットゼロ<sup>(3)</sup>を達成することも約束した<sup>(4)</sup>。

他方、世界的な低炭素経済への移行によって、石炭火力部門等の労働者は、その家族、地域社会、企業とともに多大な影響を受ける。これに対して、パリ協定は、各国が定める開発優先事項に沿った、労働力の公正な移行並びに働きがいのある人間らしい仕事及び質の高い雇用の

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年9月30日である。〔〕内は原語の表記又は筆者による訳語の補記である。人物の役職、肩書等は当時のものである。

(1) 山野内勘二『カナダ一資源・ハイテク・移民が拓く未来の「準超大国」』中央公論新社, 2024, pp.196-201.

(2) *Just Transition to a Low-Carbon Economy: Independent Auditor's Report 2022: Report 1*, Ottawa: Office of the Auditor General of Canada, p.1. <[https://www.oag-bvg.gc.ca/internet/docs/parl\\_cesd\\_202204\\_01\\_e.pdf](https://www.oag-bvg.gc.ca/internet/docs/parl_cesd_202204_01_e.pdf)>; “Government of Canada confirms ambitious new greenhouse gas emissions reduction target,” 2021.7.13. Government of Canada Website <<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/news/2021/07/government-of-canada-confirms-ambitious-new-greenhouse-gas-emissions-reduction-target.html>> その後、2024年12月12日には、2035年までに排出量を2005年比で45～50%削減するという目標を設定している。“Cutting pollution and building a strong economy for the future: Canada's 2035 commitment under the Paris Agreement,” 2025.2.12. *ibid.* <<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/news/2025/02/cutting-pollution-and-building-a-strong-economy-for-the-future-canadas-2035-commitment-under-the-paris-agreement.html>>

(3) 温室効果ガスの排出を「全体として」ゼロ、すなわち温室効果ガスの排出量と同じだけの量を吸収し、又は除去し、差引きでゼロとする考え方。「カーボンニュートラル」『現代用語の基礎知識 2024』自由国民社, 2024, p.240. Ⅲ章2(2)の「ネットゼロ排出」も同義であり、その定義も参照。

(4) *Just Transition to a Low-Carbon Economy, op.cit.(2)*, pp.1-2; “Statement by the Prime Minister on the Speech from the Throne,” December 5, 2019. Prime Minister of Canada Website <<https://www.pm.gc.ca/en/news/statements/2019/12/05/statement-prime-minister-speech-throne>>

創出の必要性を考慮すると定める<sup>(5)</sup>。労働力の公正な移行とは、労働者と地域社会に公平な支援、すなわち、所得支援、再訓練、雇用機会等を提供し、移行の影響を最小限に抑えつつ、社会全体でコストを分担しながら移行することである。変化する労働市場において、移行に際し影響を受ける労働者のニーズを満たすセーフティネットを公平に提供できるかが重要である<sup>(6)</sup>。

本稿では、カナダにおける労働力の公正な移行（以下、特に断りのない限り、「公正な移行」という。）を支援するために2024年6月に制定された「ネットゼロ経済における労働者のための持続可能な雇用の創出及び経済成長を支援する説明責任、透明性及び参画に関する法律」（略称：カナダの持続可能な雇用法）について、I章でカナダの気候変動政策及び公正な移行政策の背景を紹介し、II章で同法の制定経緯を概観し、III章で同法の構成及び概要を解説する。あわせて、同法の全訳を付す。

## I カナダの気候変動政策及び公正な移行政策の背景

### 1 気候変動政策の特徴

カナダの気候変動政策を見る際に、留意すべき3つの視点があるという<sup>(7)</sup>。

①広大な国土にエネルギー資源が偏在し、州・準州ごとの電源構成が多様である。例えば、アルバータ州は、石油・石炭・ガスの世界有数の産地、サスカチュワン州は、エネルギーの半分近くを石炭に依存している。

②連邦制国家で、憲法に基づき州・準州に大きな権限が認められている。気候変動政策の目標設定は連邦政府が行う一方、それぞれ立場の異なる各州・準州政府が実際の政策を実施する。

③二大政党の自由党と保守党が全く異なる政策を掲げ、政権交代の都度、方針転換されてきた。このうち、③については、パリ協定採択の直前の2015年10月の総選挙において、約10年間続いた保守党に代わり、気候変動政策に積極的な自由党へ政権交代が行われ、本稿で対象とする期間（2015～2025年）は、自由党政権が継続している。

### 2 気候変動政策の影響

①について補足すると、カナダ経済は資源集約的とされる<sup>(8)</sup>。低炭素経済への移行により最も影響を受ける分野には、石油・ガス採掘業、鉱業・採石業、（鉄鋼業など）排出集約型製造業、（航空機など）輸送機器製造業等がある<sup>(9)</sup>。カナダ全土で50以上の地域社会がこれらの分野に依存しており、化石燃料関連の直接雇用は推定17万人に上る。脱炭素化は、労働者の賃金、年金、福利厚生に加え、地域社会サービスを支える地方自治体の税収にも影響を及ぼす可能性がある<sup>(10)</sup>。また、これらの産業によって直接的・間接的に支えられている部門のみならず、

(5) 「パリ協定」p.2. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000197312.pdf>>; “Paris Agreement,” p.2. 同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000197313.pdf>>

(6) *Just Transition to a Low-Carbon Economy*, op.cit.(2), pp.1, 3-5, 13.

(7) 山野内 前掲注(1), pp.156-157; 水谷健亮・川井隆宏「カナダにおけるCO<sub>2</sub>排出規制と政策動向—2050年カーボンニュートラル実現へ向けた取り組み—」『石油・天然ガスレビュー』55巻6号, 2021.11, pp.31-32. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/14133906>>

(8) *Just Transition to a Low-Carbon Economy*, op.cit.(2), p.5.

(9) *ibid.*, pp.5-6.

(10) *ibid.*, p.6.

世界中で脱炭素化が進むにつれ、更に他の部門においても影響が及ぶとされる<sup>(11)</sup>。

### 3 2015年以降の気候変動政策をめぐる連邦政府と州・準州の対立

②について、パリ協定採択後の連邦政府と州・準州との間で生じた対立事例を紹介する。

2016年3月、連邦政府は各州・準州とともに「環境に優しい成長と気候変動に関するバンクーバー宣言」<sup>(12)</sup>を発表した。同宣言は、その後の対策の基礎となるものであり、トルドー（Justin Trudeau）首相と全州・準州首相が連携して対処する旨が明記されたことは画期的とされた。

同宣言を踏まえ、連邦政府と州・準州政府の首相は、同年7月に「環境に優しい成長と気候変動に関する汎カナダ枠組み」<sup>(13)</sup>を通じて、連邦と州・準州が実施するカナダ全体での重点的政策を具体化して発表した。しかし、具体策をめぐり意見対立が表面化し、マニトバ州とサスカチュワン州は合意できなかった。以後、連邦と州・準州の間で深刻な対立が続いている<sup>(14)</sup>。

同枠組みの中には、カナダの労働者がカナダの環境に優しい成長経済へ公正かつ公平に移行できるよう、技能や訓練への取組を確保することも重要であるとの言及がある<sup>(15)</sup>。

こうした取組に対しても、例えば、電力の9割が石油・天然ガス・石炭に由来するアルバータ州のスミス（Danielle Smith）州首相は、「公正な移行」という語を含め、関連する法律案に声高に反対しており、連邦は州に関与すべきではないと主張していた（その後、方針転換し、クリーンな化石燃料技術への投資等の要求を含め、法律案に協力して取り組むとした。）<sup>(16)</sup>。

## II カナダの持続可能な雇用法制定までの経緯

### 1 法律制定までの経緯

#### (1) 石炭火力発電規則の改正案の公表（2016年）及び最終規則の施行（2018年）

2016年12月、連邦政府は、2030年までに従来の石炭火力発電を段階的に廃止するため、既存の石炭火力発電からの二酸化炭素排出量の削減に関する石炭火力発電規則の改正案を公表し、2018年11月に最終規則を施行した<sup>(17)</sup>。この廃止は、アルバータ州、サスカチュワン州、ニュー

(11) *ibid.*, p.3.

(12) “Vancouver Declaration on Clean Growth and Climate Change,” March 3, 2016. Canadian Intergovernmental Conference Secretariat Website <<https://scics.ca/en/product-produit/vancouver-declaration-on-clean-growth-and-climate-change/>>; 山野内 前掲注(1), p.159; 水谷・川井 前掲注(7), p.33.

(13) Canada Environment and Climate Change Canada, “Pan-Canadian Framework on Clean Growth and Climate Change: Canada’s plan to address climate change and grow the economy,” 2016, Government of Canada Website <[https://publications.gc.ca/collections/collection\\_2017/eccc/En4-294-2016-eng.pdf](https://publications.gc.ca/collections/collection_2017/eccc/En4-294-2016-eng.pdf)>; 山野内 同上, pp.159-160; 水谷・川井 同上, pp.33-34. この枠組みの4本柱は、①炭素価格（カーボンプライシング）の導入、②州・準州同士で相互補完を可能とする足並みをそろえた気候変動対策、③気候変動への適応策の導入、④革新的な低炭素技術の開発と雇用機会の創出であった。

(14) マニトバ州は2018年に参加したが、前掲注(13)の①の州独自の導入は見送っている。サスカチュワン州は、参加しないまま、連邦政策に関連して連邦政府を相手取り訴訟を提起している。水谷・川井 同上, pp.33-34. 連邦炭素税をめぐっては、更にオンタリオ州、アルバータ州（これらを支持するケベック州）とも対立した。桑山広司ほか「カナダにおける温暖化ガス排出規制一制度概要と課題一」p.10. エネルギー・金属鉱物資源機構ウェブサイト <[https://oilgas-info.jogmec.go.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page/\\_001/008/775/2006\\_c\\_ca\\_ghg\\_r.pdf](https://oilgas-info.jogmec.go.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/008/775/2006_c_ca_ghg_r.pdf)>

(15) Canada Environment and Climate Change Canada, *op.cit.*(13), p.40.

(16) Stephanie Swensrude, “Alberta premier outlines her wishes for ‘just transition’ legislation in open letter to Trudeau,” January 26, 2023. Global News Website <<https://globalnews.ca/news/9439784/alberta-premier-justin-trudeau-just-transition/>>

(17) 全ての石炭火力発電所は、遅くとも2030年までに、発電電力1GWh当たり420tの二酸化炭素の排出基準を遵守することが義務付けられた。Regulations Amending the Reduction of Carbon Dioxide Emissions from Coal-fired Generation of Electricity Regulations: SOR/2018-263, P.C. 2018-1484, 2018.11.29. <<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2018/2018-12-12/html/sor-dors263-eng.html>>

プランズウィック州、ノバスコシア州の労働者と地域社会に影響を与えることとなった<sup>(18)</sup>。

連邦政府は、2018年度と2019年度の予算において、影響を受ける労働者と地域社会のために1億8500万カナダ・ドル（約198億円）<sup>(19)</sup>を拠出することを約束した。この予算は、技能開発、経済を多様化する活動、インフラ投資のほか、労働力の移行関連サービスを一元的に提供する移行センターを支援することを目的としていた。資金は、カナダ大草原地域経済開発省（Prairies Economic Development Canada. 以下「開発省」という。）<sup>(20)</sup>と大西洋カナダ機会庁（Atlantic Canada Opportunities Agency. 以下「機会庁」という。）<sup>(21)</sup>により、カナダ石炭移行施策（2018年4月開始、2023年3月31日終了）とカナダ石炭移行施策基盤基金（2020年8月開始、2025年3月31日終了）を通じて提供された<sup>(22)</sup>。2021年9月までに、上記4州の26の地域社会において、両施策を通じて67の案件に資金提供がなされた<sup>(23)</sup>。

## （2）石炭火力発電労働者及び地域社会のための公正な移行に関するタスクフォース（2018年）

2018年4月には、環境及び気候変動大臣が、連邦による石炭火力発電の段階的廃止の加速化の影響を受ける労働者と地域社会に公正な移行を実施する方法について連邦政府に助言するため、「カナダの石炭火力発電労働者及び地域社会のための公正な移行に関するタスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を諮問機関として設置した<sup>(24)</sup>。石炭労働者、石炭業界や関係者、そして連邦政府、州政府、地方自治体との直接的な対話に基づき、タスクフォースは2019年3月に報告書を公表し、10の勧告を示した<sup>(25)</sup>。

同勧告は、石炭火力発電の段階的廃止過程全体を通じて継続的かつ具体的な行動を確保するため、公正な移行の原則を計画、立法、規制及び諮問過程に組み込むよう求める内容であった。連邦政府は同勧告をおおむね支持すると表明したが、本節（3）で後述する会計検査報告書において、その公表時（2022年）に実施済みと評価されたのは、10項目のうち4項目のみであった<sup>(26)</sup>。他方、同勧告に応えて、連邦政府は、本節（1）に述べた2つの施策を通じて、最終的に総計1億8500万カナダ・ドルを資金提供し、地域社会と労働者を支援した<sup>(27)</sup>。同勧告は、暫定的「持続可能な雇用計画」（本節（5）で後述）とカナダの持続可能な雇用法に反映された<sup>(28)</sup>。

(18) *Just Transition to a Low-Carbon Economy*, *op.cit.*(2), pp.1, 12.

(19) 1カナダ・ドルは、約107円（令和7年9月報告省令レート）。

(20) 石炭移行プログラムの設計と実施を担当する2つの地域開発機関の1つで、アルバータ州とサスカチュワン州において影響を受ける石炭労働者と地域社会を支援する。*Just Transition to a Low-Carbon Economy*, *op.cit.*(2), p.2.

(21) 石炭移行プログラムの設計と実施を担当するもう1つの地域開発機関で、ノバスコシア州とニューブランズウィック州において影響を受ける石炭労働者と地域社会を支援する。*ibid.*, pp.2-3.

(22) *ibid.*, pp.12-13; “Canada Coal Transition Initiative,” 2025.4.1. Government of Canada Website <<https://www.canada.ca/en/atlantic-canada-opportunities/services/canada-coal-transition-initiative.html>>

(23) *Just Transition to a Low-Carbon Economy*, *ibid.*, p.15.

(24) “Task Force: Just Transition for Canadian Coal Power Workers and Communities,” 2019.3.11. Government of Canada Website <<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/climate-change/task-force-just-transition.html>>; *ibid.*, p.13.

(25) Task Force on Just Transition for Canadian Coal Power Workers and Communities, *A Just and Fair Transition for Canadian Coal Power Workers and Communities*, Gatineau: Government of Canada, December 2018. <[https://publications.gc.ca/collections/collection\\_2019/eccc/En4-361-2019-eng.pdf](https://publications.gc.ca/collections/collection_2019/eccc/En4-361-2019-eng.pdf)>; “Government of Canada welcomes report from Just Transition Task Force for Canadian Coal Power Workers and Communities,” 2019.3.11. Government of Canada Website <<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/news/2019/03/government-of-canada-welcomes-report-from-just-transition-task-force-for-canadian-coal-power-workers-and-communities.html>>

(26) *Just Transition to a Low-Carbon Economy*, *op.cit.*(2), p.17.

(27) “Canada’s Sustainable Jobs approach,” 2025.9.18. Government of Canada Website <<https://natural-resources.canada.ca/corporate/planning-reporting/canada-s-sustainable-jobs-approach>>

(28) *ibid.*

### (3) 会計検査報告書「低炭素経済への公正な移行」(2022年)

連邦政府は、2019年に公正な移行のための法整備を推進すると約束し、トルドー首相からの大蔵委任状において、カナダ天然資源省 (Natural Resources Canada. 以下「資源省」という。)<sup>(29)</sup> がカナダ雇用社会開発省 (Employment and Social Development Canada. 以下「雇用省」という。)<sup>(30)</sup> 等と協力し法律案を準備するよう指示がなされた<sup>(31)</sup>。法律制定は2021年秋を予定したが、新型コロナウイルス感染症への対応と2020年3月の原油価格の急落により延期された<sup>(32)</sup>。

2022年、会計検査院の環境・持続可能な開発担当コミッショナー<sup>(33)</sup>は、「低炭素経済への公正な移行」<sup>(34)</sup>というカナダ議会への会計検査報告書を公表した。同報告書において、上述の法制化の遅延が明るみに出て、連邦政府による実施計画、正式なガバナンス体制、監視・報告の仕組みが整備されていないことが指摘された。また、公正な移行に向けた連邦政府によるアプローチが未決定の状況下で、雇用省、機会庁、開発省は公正な移行を支援する連邦政府のプログラムを適切に設計していなかったとの結論が提示された。例えば、本節(1)で述べた2つの施策の資金提供は、受給資格、活動資格、評価基準等について公正な移行支援を目的としていない既存の支給要件を適用していた<sup>(35)</sup>。

石炭火力発電の段階的廃止は、カナダが今後直面する低炭素経済への数々の移行の最初の事例であるため、省庁のプログラム設計が不十分であったことは重大な機会損失と指摘された<sup>(36)</sup>。複数省庁が関わる問題に連邦機関が横断的に取り組むため、役割、責任等が明確な体制を構築し、各省庁は協力して、公正な移行を実現する協調的なアプローチを確立すべきとされた<sup>(37)</sup>。

### (4) 全国的な討議 (2021～2022年)

本節(3)の会計検査報告書の公表前に、資源省も法制化の準備に着手しており、2021年に、国民との全国的な討議を行うため、公正な移行の原則案と諮問機関の設置を含む法律案を提示する「人間中心の公正な移行に関する討議文書」を公表した<sup>(38)</sup>。

新型コロナウイルス感染症への対応や2021年の総選挙で再び進捗が停滞したものの、連邦政府は、2021年と2022年に労働者や労働組合、産業界、環境団体、州・準州、先住民、一般市民とともに法律案に関する討議を行った<sup>(39)</sup>。これらの討議は、政府に継続的な助言を提供し、

(29) 低炭素経済への移行における労働者とその地域社会の将来と生活を支援するための法制化を推進する責任を担う。また、カナダ石炭移行施策とカナダ石炭移行施策基盤基金に関する報告を担当する。Just Transition to a Low-Carbon Economy, *op.cit.*(2), p.2.

(30) 法制化を推進する資源省を支援する責任を担う。また、連邦政府による石炭火力発電の段階的廃止の影響を受ける労働者への支援（技能開発、雇用、訓練等）も担当する。ibid., p.2.

(31) “ARCHIVED: Minister of Natural Resources Mandate Letter,” December 13, 2019. Prime Minister of Canada Website <<https://www.pm.gc.ca/en/mandate-letters/2019/12/13/archived-minister-natural-resources-mandate-letter>>; ibid., p.4.

(32) *Just Transition to a Low-Carbon Economy*, *ibid.*, pp.5-6.

(33) “Reports to Parliament.” Office of the Auditor General of Canada Website <[https://www.oag-bvg.gc.ca/internet/English/parl\\_lp\\_e\\_856.html](https://www.oag-bvg.gc.ca/internet/English/parl_lp_e_856.html)>

(34) *Just Transition to a Low-Carbon Economy*, *op.cit.*(2)

(35) ibid., pp.15-16, 24.

(36) ibid., p.24.

(37) ibid., pp.8-9, 20, 23.

(38) ibid., pp.6-7; Government of Canada, “People-Centred Just Transition: Discussion Paper,” 2021. <[https://publications.gc.ca/collections/collection\\_2021/rncan-nrcan/M4-210-2021-eng.pdf](https://publications.gc.ca/collections/collection_2021/rncan-nrcan/M4-210-2021-eng.pdf)>

(39) “Consultation: Sustainable Jobs,” 2025.1.10. Government of Canada Website <<https://natural-resources.ca/climate-change/sustainable-jobs/consultation-sustainable-jobs>>

関係者が対話に参画する仕組みを提供する諮問機関の設置のほか、法律に公正な移行の原則を含めることに特に焦点を当てた。1回目のバーチャル会議セッションは2021年8月に、第2回目は2022年4月から5月にかけて、合計17回開催された<sup>(40)</sup>。

#### (5) 暫定的「持続可能な雇用計画」(2023年)

2023年2月には、連邦政府により暫定的「持続可能な雇用計画」が、本節(4)の討議等に基づき策定された<sup>(41)</sup>。同計画は、2023～2025年の暫定計画で、(法律制定後の)2025年以降5年ごとの行動計画の枠組みを示す。同計画は、労働者中心のアプローチを確保するため、連邦が管轄する10の主要行動分野を示し、その中には、多様な関係者の継続的な参画及び説明責任を確保する法制化や持続可能な雇用を目的とする技能開発のための資金提供の促進が含まれていた<sup>(42)</sup>。同計画では、「持続可能な雇用」という語を使用した意義について、世界的なエネルギーの移行が、従来型エネルギー分野、新興エネルギー分野、それらの関連分野で働く者にとって、経済・雇用創出の機会をもたらし、カナダにとって、「公正な移行」よりも包括的で的確であると述べられている<sup>(43)</sup>。

連邦政府は、2023年内に法律案を準備する予定とし、同案は、説明責任、参画、透明性の枠組みを示すため、3つの核となる特徴を含むとした。第一は、参画を拡大し、説明責任を強化し、政府の行動を国際的な優良事例に根ざすものとする各種の指導原則である。これは法律の前文に取り入れられた。第二に、政府の政策には、外部の意見聴取・立案・実施・評価のガバナンスが必要とされた。多様な提案と継続的な対話を確保するため、持続可能な雇用連携審議会が設置され、また州や準州、先住民等との協力や、労働者、産業界等との関わりを重視して、持続可能な雇用事務局が設置されることとなった。第三は、透明性を高め、説明責任を確保するため、連邦の持続可能な雇用行動計画を発表し進捗を報告するなど、報告が義務化された<sup>(44)</sup>。

## 2 審議経過

前節(2)のタスクフォースの勧告や(4)の討議、(5)の雇用計画を受けて策定された法律案(C-50 (44-1))は、2023年6月15日にウィルキンソン (Jonathan Wilkinson) 天然資源大臣により下院に提出された。同年10月23日、法律案は第1読会及び第2読会を経て、下院天然資源常任委員会(以下「下院委員会」という。)に審査のため付託された。下院委員会は修正を加え、同年12月11日に下院本会議に委員会審査報告を行った。報告段階で更に修正の上、法律案は、2024年4月15日の第3読会において可決された。

翌4月16日に上院に送付され、第2読会での審議後、上院が同年5月22日に採択した動議に基づき、同月23日に、審査のため上院社会問題・科学・技術常任委員会に、主題内容を検討するため上院エネルギー・環境・天然資源常任委員会に付託された。委員会審査は同年6月13日に終了し、両委員会は修正なしで、一定の意見を付して上院本会議に委員会審査報告を

(40) Government of Canada, "Sustainable Jobs Plan," 2023, p.27. <[https://natural-resources.canada.ca/sites/nrcan/files/SGJ\\_Report\\_EN\\_March8.pdf](https://natural-resources.canada.ca/sites/nrcan/files/SGJ_Report_EN_March8.pdf)>; *Just Transition to a Low-Carbon Economy*, op.cit.(2), pp.6-7.

(41) Government of Canada, *ibid.*, p.27.

(42) *ibid.*, p.4.

(43) *ibid.*, p.9.

(44) *ibid.*, pp.25-26.

行った。同年6月18日の第3読会において可決され、同年6月20日に総督による国王裁可<sup>(45)</sup>を得て、カナダの持続可能な雇用法として制定された<sup>(46)</sup>。

### III 法律の概要

#### 1 構成

カナダの持続可能な雇用法は、全21か条から成る。その構成は、「前文」、「略称」（第1条）、「定義」（第2条）、「目的」（第3条）、「大臣の指名」（第4条、第5条）、「持続可能な雇用連携審議会」（第6条～第10条）、「報告書」（第11条～第15条）、「持続可能な雇用行動計画」（第16条～第19条）、「持続可能な雇用事務局」（第20条）、「一般〔規定〕」（第21条）である。

#### 2 概要

##### (1) 前文

法律の要点は、前文にまとめられている。気候変動は不均衡な影響を及ぼす世界全体の課題であり、幅広い主体による迅速で野心的な行動を必要とし、具体的には、全ての政府、産業界、労働者、先住民、非政府組織、そして個々人が、ネットゼロ経済（本節(2)参照）を構築する上で重要な役割を果たすことが示された。特に労働組合が労働者の利益を代表する上で重要な位置付けであることにも言及した。下院委員会は、各州政府及び準州政府が、その権限の範囲内で重要な役割を担うことを明記する修正を行った<sup>(47)</sup>。

前文では、ネットゼロ排出（本節(2)参照）の未来がネットゼロ経済における経済成長、高賃金で質の高い雇用の創出、公平性を求めるグループ（本節(2)参照）の参加拡大の機会をもたらすことを認識する一方、気候変動の緩和と適応の行動は、地方<sup>(48)</sup>、地域社会、部門で様々な影響を及ぼすとしている。

また、カナダが関係する幾つかの国際的な枠組みにも言及がなされた。例えば、パリ協定の批准国として、カナダのネットゼロ排出説明責任法<sup>(49)</sup>に基づき、気候変動の影響を緩和し、2050年までにネットゼロ排出の達成を目指す対策を講じる責任を認識し、持続可能な開発等に関して国際労働機関が打ち出す方針を支持していることである。

さらに、カナダ政府がネットゼロ経済を構築するために遵守すべき指導原則が次のとおり定

(45) 憲法上、カナダの統治に関する英国王の権限は、その代理人である枢密院における総督に（形式的に）委ねられている。カナダ議会の両議院で可決された法案は、同総督による国王裁可を得て法律となる。山田邦夫「カナダの議会制度」『レファレンス』756号、2014.1, pp.67, 85. <<https://doi.org/10.11501/8408484>>

(46) Dana Fan and Laura Salter, “Legislative Summary of Bill C-50: An Act respecting accountability, transparency and engagement to support the creation of sustainable jobs for workers and economic growth in a net-zero economy,” No.44-1-C50-E, 2024.5.28 revised, p.1. <[https://lop.parl.ca/sites/PublicWebsite/default/en\\_CA/ResearchPublications/LegislativeSummaries/441C50E](https://lop.parl.ca/sites/PublicWebsite/default/en_CA/ResearchPublications/LegislativeSummaries/441C50E)>

(47) *ibid.*, p.2.

(48) 本稿では、region又はregionalを「地方」又は「地方の」と訳し、複数の州や準州にまたがる圏域を意味する。これに対し、localやcommunityを「地域」「地域社会」と訳し、州や準州よりも狭い圏域を意味する。

(49) Canadian Net-Zero Emissions Accountability Act (S.C. 2021, c.22) <<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/c-19.3/fulltext.html>> 2050年までに温室効果ガスのネットゼロ排出を達成するというカナダ政府の公約を法律に定め、それを実現するための説明責任と透明性の枠組みを提供する。“Canadian Net-Zero Emissions Accountability Act,” 2022.3.29. Government of Canada Website <[https://www.canada.ca/en/services/environment/weather/climatechange/climate-plan/net-zero-emissions-2050/canadian-netzero-emissions-accountability-act.html](https://www.canada.ca/en/services/environment/weather/climatechange/climate-plan/net-zero-emissions-2050/canadian-net-zero-emissions-accountability-act.html)>

められている。

○持続可能な雇用アプローチに関する、適切で、情報に基づく継続的な対話において、関係する利害関係者及びパートナーの参画を促進する。

○働きがいのある人間らしい仕事の創出支援、地域や地方のニーズの認識、労働者と地域社会の文化的価値、強み、可能性に対する考慮、経済と社会が持続可能性と包摂性を達成するための環境の提供といった持続可能な雇用政策及びプログラムを推進する。下院委員会における修正では、労働者及び地域社会の幸福感〔well-being〕並びにパリ協定に従って表明されたカナダの「国が決定する貢献」の達成を促すことが追加された<sup>(50)</sup>。

○労働市場において過小評価されているグループの雇用を奨励する持続可能な雇用アプローチを確立する。

○労働者と地域社会を支援するカナダのアプローチを啓発する世界全体の取組を強化する。

## (2) 略称、定義及び目的（第1条～第3条）

第1条では、略称を「カナダの持続可能な雇用法」と定めている。

第2条では、定義される用語のうち、特に注目すべきは、「公平性を求めるグループ」を、カナダの人権法<sup>(51)</sup>に定める1つ以上の差別禁止事由に基づいて不利な立場に置かれている者のグループとしたこととされる。

また、「ネットゼロ経済」を「パリ協定に従って表明されたカナダの「国が決定する貢献」に合致した経済」であり、「ネットゼロ排出達成への信頼できる道筋と一致する経済」と定義した。関連して、下院委員会において、「ネットゼロ排出」は「カナダのネットゼロ排出説明責任法第6条にいう期間において、大気中への温室効果ガスの人为的排出と大気中からの温室効果ガスの人为的除去とが均衡を保つこと」と追加された<sup>(52)</sup>。

さらに、下院委員会は、「持続可能な雇用」の定義も前文最後に追加した<sup>(53)</sup>。これは、ネットゼロ排出及び気候〔変動〕影響に備えた未来を達成するカナダの道筋に適合し、働きがいのある人間らしい仕事〔decent work〕、とりわけ、労働協約を締結した労働組合により代表される労働者の雇用を含む、労働者及びその家族を長期的に支援することができ、公正な所得、雇用の保障、社会的保護及び社会的対話のような要素が含まれる仕事の概念を反映した、あらゆる雇用としている。ここでは国際労働機関が定義する「社会的対話」という用語が使用されている。

第3条は、この法律の目的が「経済成長、持続可能な雇用の創出並びに労働者及び地域社会への支援を円滑にし、かつ、促進すること」であると示している。これらの目的を実現する枠組みには、技能開発、労働市場、労働における権利、経済開発及び排出削減といった問題に国及び地方レベルで重点的に取り組む連邦機関の参画が必要とされている。なお、この法律では、対象となる産業分野や重点的な地域が具体的に明記されているわけではない。

(50) Fan and Salter, *op.cit.*(46), p.3.

(51) Canadian Human Rights Act (R.S.C., 1985, c.H-6) <<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/h-6/FullText.html>> 差別禁止事由は、人種、国籍又は民族的出自、肌の色、宗教、年齢、性別、性的指向、性自認又は性表現、婚姻状況、家族状況、遺伝的特徴、障害及び恩赦が与えられた犯罪又は記録停止が命じられた犯罪の前科とされる（第3条第1項）。

(52) Fan and Salter, *op.cit.*(46), p.4.

(53) *ibid.*, p.4.

### (3) 大臣の指名（第4条、第5条）

第4条、第5条では、枢密院における総督<sup>(54)</sup>がこの法律の適用について、1名の大臣を指名し、追加の特命大臣を1人以上指名することを認めている<sup>(55)</sup>。

### (4) 持続可能な雇用連携審議会（第6条～第10条）

第6条は、持続可能な雇用連携審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その付託事項を定めている。第7条は、審議会に対し、ネットゼロ経済への移行及び持続可能な雇用の創出における労働者、地域社会、地方を支援するための様々な措置について大臣及び特命大臣に助言する責務を与えていた。また、国、地方、州、準州、地域社会の各レベルのパートナー及び利害関係者を参画させるとしている。

第8条第1項は、審議会が大臣の推薦に基づき枢密院における総督が任命する最大13名の委員で構成され、その任期が最長3年で随意更新可能と規定している。下院委員会は同条第1.1項を追加し、審議会の構成を詳細に規定した<sup>(56)</sup>。同条第2項では、大臣が委員を推薦する際に考慮しなければならない要素として、多様性の反映、委員の知見、専門性又は経験（産業変容及び技術変革の経験、労働組合の代表性、先住民の先住民的な知見<sup>(57)</sup>、気候政策等）が列挙された。

第9条及び第10条は、委員の待遇や権利、連邦行政機関でのみなし雇用を規定する。

### (5) 報告書（年次報告書及び大臣による回答書等）（第11条～第15条）

第11条及び第12条に基づき、審議会は大臣及び特命大臣に対し、助言及び活動概要を含む年次報告書を提出しなければならず、当該報告書は、大臣が受領後30日以内に公表される。第13条では、大臣はその後、特命大臣及びその他の関係連邦大臣と協議し、審議会の助言を取り上げる回答書を作成し、当該報告書受領後120日以内に公表することが義務付けられた。

また、審議会は、大臣の要請に応じて、持続可能な雇用の創出又はネットゼロ経済への移行に関する事項についての報告書や、大臣が特定した活動に関する進捗報告書を大臣に提出することが規定されている（第14条、第15条）。

### (6) 持続可能な雇用行動計画（第16条～第19条）

連邦政府の2023～2025年の暫定的「持続可能な雇用計画」（Ⅱ章1(5)）に沿って、大臣は、2025年12月31日までに最初の持続可能な雇用行動計画（以下「計画」という。）を作成し、以後5年ごとに改定し、カナダ議会の各議院に提出させることが義務付けられた（第16条第1項、第2項）。

下院委員会によって修正された同条第3項に基づき、各計画には次の①～⑤を含める必要がある<sup>(58)</sup>。①今後5年間で連邦政府がどのように法律の目的を実現するかについての概説、②

---

(54) 前掲注(45)参照。

(55) 2024年6月、枢密院における総督の命令により、「大臣」には天然資源大臣が、「特命大臣」には労働大臣及び雇用社会開発大臣が任命された。Order Designating the Minister of Natural Resources as the Minister for the Purposes of the Canadian Sustainable Jobs Act, P.C. 2024-851, 2024.6.27. <<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2024/2024-07-17/html/si-tr34-eng.html>>; Order Designating the Minister of Labour and the Minister of Employment and Social Development to be the Specified Ministers for the Purposes of the Canadian Sustainable Jobs Act, P.C. 2024-852, 2024.6.27. <<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2024/2024-07-17/html/si-tr35-eng.html>>

(56) Fan and Salter, *op.cit.*(46), p.5.

(57) 定義があるわけではないが、先住民の世界観に基づく複雑な知識体系であり、先住民の固有の文化、言語、価値観、歴史、統治、法制度を反映するものとされる。“Indigenous Knowledge,” 2024.6.21. Government of Canada Website <<https://www.canada.ca/en/impact-assessment-agency/programs/aboriginal-consultation-federal-environmental-assessment/indigenous-knowledge-policy-framework-initiative.html>>

前文に定められた指導原則の連邦政府による遵守状況についての説明、③大臣等により実施すべきと特定された措置、その実施方法、連邦機関が達成すべきマイルストーン、④計画策定に使用されたデータの要約及びそれらのデータが措置の策定に与えた情報についての説明、⑤後続の計画については、前回の計画のマイルストーンの達成に向けた進捗状況の説明。

第17条及び第18条は、計画の作成及び修正に当たり、大臣が審議会の助言を考慮し、修正前に特命大臣及びその他の関係する連邦大臣と協議する限りにおいて、大臣が持続可能な雇用行動計画をいつでも修正できることを認めている。なお、下院委員会において、カナダのネットゼロ排出説明責任法に基づき策定された最新の温室効果ガス排出削減計画を考慮に入れ、州政府及び準州政府等の関係者に提案する機会を提供することが要件として追加された<sup>(59)</sup>。

第19条に基づき、大臣は、各進捗報告書に、最新の計画に定められたマイルストーンの達成及び措置の実施に向けた進捗状況の最新情報を記載し、マイルストーンの達成の可能性を高めるために実施中又は実施可能な追加措置の詳細を含めなければならない。

#### (7) 持続可能な雇用事務局（第20条）

第20条は、持続可能な雇用事務局を設置し、この法律の執行を支援する責任を負わせている。下院委員会によって修正された事務局の役割には、次の①～④が含まれる<sup>(60)</sup>。①各計画の策定及び実施において、政策及びプログラムの一貫性を確保し、連邦政府内において計画に定められた措置を立案する作業を支援し、それぞれの責任分野において指導的役割を果たす連邦機関を横断して当該措置の実施を調整すること、②計画の作成を支援し、かつ、それに関する進捗を追跡すること、③計画に関連する連邦・州間及び連邦・準州間の具体的な取組を調整し、かつ、共通の利害を有する分野において州政府及び準州政府とともに参画すること（持続可能な雇用に関する連邦のプログラム等の情報源及び窓口の役割を果たすことを含む。）、④審議会に対して運営及び政策の支援を行うこと。

#### (8) 法律の見直し（第21条）

第21条に基づき、大臣は10年ごとにこの法律の見直しをさせる義務を負う。大臣は、見直しの報告書が完成された後、カナダ議会の各議院に当該報告書を提出させなければならない。

### おわりに

本稿では、カナダにおける低炭素経済への移行に伴い、影響を受ける労働者や地域社会の公正な移行を支援するためのアプローチを明確化する法制化の取組を概観し、制定法を概説した。

支援のために明確で協調的なアプローチを連邦政府が確立することは、経済的混乱や雇用喪失等の個人的苦難を回避するのに役立ち<sup>(61)</sup>、カナダの持続可能な雇用法の成立は重要な第一歩であったと言えよう。一部の地域社会が脱炭素化の「犠牲地区」の印象で見られたり、ネットゼロ排出の将来から「疎外」されたりすることなく、今後は、地域に根ざし、地域にとって意義があり、経済的にも魅力的な持続可能な雇用の創出が課題となることなどが指摘されている<sup>(62)</sup>。

(58) Fan and Salter, *op.cit.*(46), p.6.

(59) *ibid.*, p.7.

(60) *ibid.*

(61) *Just Transition to a Low-Carbon Economy*, *op.cit.*(2), p.5.

気候変動政策をめぐり連邦と州との対立が続く中で、多様な関係者が参画して将来を設計することを選択したカナダの取組を引き続き注視したい。

(かわい みほ)

---

(62) Parker Muzerall, “Oilsands workers are resistant to sustainable jobs, new research finds,” September 25, 2024. TheConversation Website <<https://theconversation.com/oilsands-workers-are-resistant-to-sustainable-jobs-new-research-finds-239057>>

# カナダの持続可能な雇用法

Canadian Sustainable Jobs Act

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主幹 海外立法情報調査室 河合 美穂訳

## 【目次】

前文

略称

第1条 略称

定義

第2条 定義

目的

第3条 目的

大臣の指名

第4条 大臣

第5条 特命大臣

持続可能な雇用連携審議会

第6条 設置

第7条 責務

第8条 任命

第9条 報酬及び経費

第10条 みなし雇用

報告書

第11条 年次報告書

第12条 報告書の公表

第13条 大臣による回答書

第14条 報告書

第15条 進捗報告書

持続可能な雇用行動計画

第16条 持続可能な雇用行動計画

第17条 修正

第18条 協議

第19条 進捗報告書

持続可能な雇用事務局

第20条 設置

一般〔規定〕

第21条 法律の見直し

# ネットゼロ経済における労働者そのための持続可能な雇用の創出及び経済成長を支援する説明責任、透明性及び参画に関する法律

2024年6月20日裁可

## 前文

カナダは、2015年12月12日にパリで署名され、2016年に発効したパリ協定<sup>(1)</sup>を批准した。パリ協定は、気候変動という緊急の脅威に対し、利用可能な最良の科学上の知識に基づき効果的かつ進歩的に対応することが必要であることを認め、カナダの国が決定する貢献<sup>(2)</sup>に合致する働きがいのある人間らしい仕事〔decent work〕<sup>(3)</sup>及び良質の雇用の創出が不可欠であることを認識する。

カナダ政府は、公衆の参加及び専門家の助言に支えられながら、カナダが2050年までに豊かでネットゼロ排出<sup>(4)</sup>の未来を達成する道筋を整える計画を策定することに尽力してきた。

カナダ政府は、2050年までにネットゼロ排出を達成する計画が、カナダ経済をより強じんで、包摂的で、競争力のあるものにすることに貢献すべきであると認識している。

気候変動は、カナダの全ての政府—並びに産業界、労働者、先住民、非政府組織及び個々のカナダ人—による迅速で野心的な行動を必要とし、並びにぜい弱なグループ及び個人を含む、不均衡な影響を及ぼす世界全体の課題である。

カナダ政府は、気候変動緩和の措置を実施し、パリ協定に従って表明された国が決定する

---

\* この翻訳は、An Act respecting accountability, transparency and engagement to support the creation of sustainable jobs for workers and economic growth in a net-zero economy (Canadian Sustainable Jobs Act) (S.C. 2024, c.13) <<https://lois-laws.justice.gc.ca/eng/acts/C-23.25/FullText.html>> を訳したものである。この法律のテキストには英語版とフランス語版があるが、本稿は英語版から訳したものである。英語版には一部フランス語の語句があるが、第2条において定義された用語のフランス語訳であるため、それらは略し、また、法律本文においてイタリックで表記された箇所は、訳文では「」を補い、太字で表記された箇所は、訳文ではゴシック体で表記した。〔〕内は原語の表記又は訳者による訳語の補記である。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年9月30日である。

- (1) 2015年12月、フランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして採択された。「気候変動—2020年以降の枠組み—パリ協定—」2025.6.4. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w\\_000119.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000119.html)>;「パリ協定」同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000197312.pdf>>; “Paris Agreement.” 同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000197313.pdf>>
- (2) パリ協定では、全締約国が温室効果ガスの排出削減目標を「国が決定する貢献〔nationally determined contribution〕」として5年ごとに提出・更新する義務がある。「気候変動—日本の排出削減目標—」2025.2.21. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w\\_000121.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000121.html)> この法律制定時のカナダの目標は、後掲注(6)参照。2025年9月時点の目標では、2035年までに排出量を2005年比で45～50%削減すると設定されている。“Cutting pollution and building a strong economy for the future: Canada’s 2035 commitment under the Paris Agreement,” 2025.2.12. Government of Canada Website <<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/news/2025/02/cutting-pollution-and-building-a-strong-economy-for-the-future-canadas-2035-commitment-under-the-paris-agreement.html>>
- (3) 国際労働機関の活動の主たる目標と位置付けられ、より具体的には、自由、公平、安全と人間としての尊厳を条件とした、全ての人のための生産的な仕事をいう。「ディーセント・ワーク」国際労働機関ウェブサイト <<https://www.ilo.org/ja/regions-and-countries/ilo-について/ディーセント・ワーク#:~:text=「ディーセント・ワークとは、仕事があることです。」>>
- (4) 温室効果ガスの排出を「全体として」ゼロ、すなわち温室効果ガスの排出量と同じだけの量を吸収し、又は除去し、差引きでゼロとする考え方。「カーボンニュートラル」『現代用語の基礎知識 2024』自由国民社、2024, p.240. この法律の第2条にも定義されている。

貢献において、及び「カナダのネットゼロ排出説明責任法」<sup>(5)</sup>に基づき 2050 年までにネットゼロ排出を達成するという公約において定められた 2030 年の目標<sup>(6)</sup>を達成し、上回ることに尽力する。

カナダ政府は、ネットゼロ排出の未来が、ネットゼロ経済<sup>(7)</sup>における経済成長、高賃金で質の高い雇用の創出及び公平性を求めるグループ<sup>(8)</sup>の参加拡大の機会をもたらすことを認識する。

カナダ政府は、カナダ人がネットゼロ経済の構築から恩恵を受け、それに貢献することに尽力する。

カナダ政府は、ネットゼロ経済への移行において、持続可能な雇用の創出を促し、労働者を援助する措置を実施することによるなど、労働者及びその地域社会の未来及び生活の質を支援するために、公正かつ公平なネットゼロ経済を達成するよう対処することに尽力する。

カナダ政府は、気候変動を緩和し、それに適応するための行動が、異なる地方<sup>(9)</sup>、地域社会及び部門で様々な影響を及ぼすであろうことを認識する。

カナダ政府は、2013 年 6 月に国際労働会議<sup>(10)</sup>が採択した持続可能な開発、働きがいのある人間らしい仕事及びグリーン・ジョブに関する国際労働機関決議<sup>(11)</sup>並びに 2015 年 11 月 5 日に採択された決定を通じて国際労働機関理事会が承認した持続可能な経済に関する関連ガイドライン<sup>(12)</sup>を認識し、支持する。

(5) Canadian Net-Zero Emissions Accountability Act (S.C. 2021, c.22) <<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/c-19.3/fulltext.html>> 2050 年までに温室効果ガスのネットゼロ排出を達成するというカナダ政府の公約を法律に定め、それを実現するための説明責任と透明性の枠組みを提供する。“Canadian Net-Zero Emissions Accountability Act,” 2022.3.29. Government of Canada Website <[https://www.canada.ca/en/services/environment/weather/climatechange/climate-plan/net-zero-emissions-2050/canadian-netzero-emissions-accountability-act.html](https://www.canada.ca/en/services/environment/weather/climatechange/climate-plan/net-zero-emissions-2050/canadian-net-zero-emissions-accountability-act.html)>

(6) 2021 年 7 月、カナダは、2030 年までに温室効果ガス排出量を 2005 年比で 40 ~ 45% 削減すると約束した。“Government of Canada confirms ambitious new greenhouse gas emissions reduction target,” 2021.7.13. Government of Canada Website <<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/news/2021/07/government-of-canada-confirms-ambitious-new-greenhouse-gas-emissions-reduction-target.html>>

(7) この法律の第 2 条の定義では、「パリ協定に従って表明されたカナダの国が決定する貢献に合致した経済であり、「カナダのネットゼロ排出説明責任法」第 9 条の規定に基づき策定された温室効果ガス排出削減計画に記載された、ネットゼロ排出達成への信頼できる道筋と一致する経済」とされている。カナダのネットゼロ排出説明責任法第 9 条は、後掲注(20)参照。温室効果ガス排出削減計画は、後掲注(21)参照。

(8) この法律の第 2 条で定義されている。

(9) 本稿では、region 又は regional を「地方」又は「地方の」と訳し、複数の州や準州にまたがる圏域を意味する。これに対し、local や community を「地域」「地域社会」と訳し、州や準州よりも狭い圏域を意味する。

(10) 毎年開かれ、政府、使用者、労働者の三者代表が参加する国際労働機関の総会。国際労働基準を設定するとともに、全世界にとって重要な社会問題や労働問題を討議する。「国際労働機関」国際連合広報センターウェブサイト <[https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized\\_agencies/ilo/](https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/ilo/)>

(11) 2013 年の第 102 回国際労働会議では、持続可能な開発、働きがいのある人間らしい仕事 [decent work]、グリーン・ジョブに関する一般討議を経て、環境面及び社会的に持続可能な経済に向けて全ての者にとって公正な移行を達成するためのビジョンと指導原則を示す結論が（決議として）採択された。「持続可能な開発、ディーセント・ワーク、グリーン・ジョブ専門家会議」国際労働機関ウェブサイト <<https://www.ilo.org/ja/meetings-and-events/>> 持続可能な開発、ディーセント・ワーク、グリーン・ジョブ専門家会議>; “Fifth item on the agenda: Sustainable development, decent work and green jobs,” 19 June 2013. International Labour Organization Website <<https://www.ilo.org/resource/record-proceedings/ilc/102/fifth-item-agenda-sustainable-development-decent-work-and-green-jobs>> グリーン・ジョブとは、国際労働機関のウェブサイトにおいて、「製造業や建設業など伝統部門であれ、再生可能エネルギー やエネルギー効率などの新興のグリーン部門であれ、環境の保全や回復に貢献する働きがいのある人間らしい仕事 [decent jobs]」である。」と説明されている。“What is a green job?” *ibid.* <<https://www.ilo.org/topics-and-sectors/just-transition-towards-environmentally-sustainable-economies-and-societies/what-green-job>>

カナダ政府のネットゼロ経済を構築するためのアプローチは、次の原則に導かれる。

- (a) 労働力及び人間中心の持続可能な雇用のアプローチに関する、適切で、情報に基づく継続的な対話は、ネットゼロ経済への移行における強力な社会的合意を構築するために、社会的対話<sup>(13)</sup>を通じたものを含む、関係する利害関係者及びパートナーを参画させるものとする。
- (b) 持続可能な雇用を支援する政策及びプログラムには、次に掲げる事項を含めるものとする。
- (i) 働きがいのある人間らしい仕事、すなわち、労働協約を締結した労働組合により労働者が代表される雇用を含む、高賃金で、質の高い雇用の創出並びに雇用保障、社会的保護及び社会的対話を支援すること。
  - (ii) 地域及び地方のニーズを認識すること。
  - (iii) 労働者及び地域社会の文化的価値、強み及び可能性を考慮すること。
  - (iv) 企業、労働者、投資家及び消費者が持続可能で、包摂的な経済及び社会の達成に貢献できる環境を提供すること。
  - (v) 労働者及び地域社会の幸福感 [well-being] 並びにパリ協定に従って表明されたカナダの国が決定する貢献の達成を促すこと。
- (c) 持続可能な雇用のアプローチは、包摂的であり、かつ、女性、障害者、先住民、アフリカ系及びその他の人種の者、2SLGBTQI+<sup>(14)</sup> 並びにその他の公平性を求めるグループを含む、労働市場で過小評価されているグループのための雇用機会の創出を奨励することに重点を置いて、雇用の障壁に対処するものとする。
- (d) 國際協力は、持続可能な雇用の創出を促し、公平な競争条件を確保し、ネットゼロ経済への移行における労働者及び地域社会を支援するカナダのアプローチを啓発するために強化された世界全体の取組を促進するものとする。

カナダ政府は、ネットゼロ経済の構築において全てが役割を果たす、カナダの労働者、先住民、労働組合、雇用者、産業界、企業、地域社会、非政府組織並びに州政府及び準州政府と協力することに尽力する。

州政府及び準州政府は、ネットゼロ経済への移行を支援するために、その権限の範囲内で果たすべき重要な役割を担う。

(12) 前掲注(11)の働きがいのある人間らしい仕事、グリーン・ジョブの達成に焦点を当てた一連の結論を、各レベルで実際的に適用することを可能にする文書をいう。“ILO adopts guidelines on sustainable development, decent work and green jobs,” 5 November 2015. International Labour Organization Website <<https://www.ilo.org/resource/news/ilo-adopts-guidelines-sustainable-development-decent-work-and-green-jobs>>; “Guidelines for a just transition towards environmentally sustainable economies and societies for all,” 2015. *ibid.* <<https://www.ilo.org/publications/guidelines-just-transition-towards-environmentally-sustainable-economies>>

(13) この法律の第2条で定義されている。

(14) カナダ政府が定めた、性的指向やジェンダーの多様性を持つコミュニティの一員であると自認する者を表す頭字語。冒頭の2Sは、「Two Spirit」を意味し、北米先住民の中に見られる、男性でも女性でもない人生を送る者、男性的特徴と女性的特徴を融合させ、更には超越しているとみなされる者をいう。I（インターセックス）は、性的指向、性自認、性表現を超えた性的特徴を有する（典型的な染色体等の特徴に当てはまらない）者を意味する。+（プラス）は、性的・ジェンダーの多様性コミュニティの一員と自認し、別の用語を使用する者を含むことをいう。“What is 2SLGBTQI+?” 2023.8.27. Government of Canada Website <<https://www.canada.ca/en/women-gender-equality/free-to-be-me/what-is-2slgqtqi-plus.html>> Scott de Groot, “What Is Two-Spirit? Part One: Origins,” March 26, 2024. Canadian Museum for Human Rights Website <<https://humanrights.ca/story/what-two-spirit-part-one-origins>>

特に労働組合は、ネットゼロ経済の構築において労働者の利益を代表する重要な役割を担う。

技能開発、労働市場、労働における権利、経済開発及び排出削減といった問題に国及び地方レベルで重点的に取り組む機関を含む、関係する連邦機関は、ネットゼロ経済を支援して持続可能な雇用の創出を促すため、それぞれの責任分野において指導的役割を果たすこと尽力する。

カナダ議会は、2021年6月21日に「先住民族の権利に関する国連宣言法」<sup>(15)</sup>を制定し、カナダ政府は、ネットゼロ経済及び持続可能な雇用の創出に関する先住民との協力を強化し、この法律の目的を遂行する際に先住民の先住民的な知見<sup>(16)</sup>を考慮に入れることに尽力する。

カナダは2010年3月11日、障害者が他の者と平等に働く権利を認める国連障害者権利条約<sup>(17)</sup>を批准した。

カナダ政府は、包摂的で、カナダにおける障害者の雇用の障壁に対処する持続可能な雇用アプローチに尽力する。

ゆえに、国王陛下は、カナダ上院及び下院の助言と同意により、かつ、助言と同意を得て、ここに次のとおり制定する。

## 略称

### 第1条 略称

この法律は、「カナダの持続可能な雇用法」として引用される。

## 定義

### 第2条 定義

次に掲げる定義をこの法律に適用する。

「審議会」とは、第6条第1項の規定に基づき設置された持続可能な雇用連携審議会をいう。

「公平性を求めるグループ」とは、「カナダの人権法」<sup>(18)</sup>の意義の範囲内における1つ以上

(15) United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples Act (S.C. 2021, c.14) <<https://www.laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/u-2.2/page-1.html>> 同法は、先住民族の権利に関する国連宣言（United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples）がカナダの法律に適用される普遍的な国際人権文書であることを確認し、カナダ政府が同宣言を実施するための枠組みを提供するという目的を有する（同法第4条）。

(16) 定義があるわけではないが、先住民の世界観に基づく複雑な知識体系であり、先住民の固有の文化、言語、価値観、歴史、統治、法制度を反映するものとされる。“Indigenous Knowledge,” 2024.6.21. Government of Canada Website <<https://www.canada.ca/en/impact-assessment-agency/programs/aboriginal-consultation-federal-environmental-assessment/indigenous-knowledge-policy-framework-initiative.html>>

(17) United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities. 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」2024.6.19. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)>

(18) Canadian Human Rights Act (R.S.C., 1985, c.H-6) <<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/h-6/FullText.html>> 差別禁止事由は、人種、国籍又は民族的出自、肌の色、宗教、年齢、性別、性的指向、性自認又は性表現、婚姻状況、家族状況、遺伝的特徴、障害及び恩赦が与えられた犯罪又は記録停止が命じられた犯罪の前科とされる（第3条第1項）。

の差別禁止事由に基づいて不利な立場に置かれている者のグループをいう。

「先住民」とは、「1982年憲法法」第35条第2項における「カナダの原住民」の定義<sup>(19)</sup>によって指定された意義による。

「大臣」とは、第4条の規定に基づき指名された連邦大臣をいう。

「ネットゼロ経済」とは、パリ協定に従って表明されたカナダの国が決定する貢献に合致し、「カナダのネットゼロ排出説明責任法」第9条<sup>(20)</sup>の規定に基づき策定された温室効果ガス排出削減計画<sup>(21)</sup>に記載された、ネットゼロ排出達成への信頼できる道筋と一致する経済をいう。

「ネットゼロ排出」とは、「カナダのネットゼロ排出説明責任法」第6条にいう期間<sup>(22)</sup>において、大気中への温室効果ガスの人為的排出と大気中からの温室効果ガスの人為的除去とが均衡を保つことをいう。

「社会的対話」とは、経済政策及び社会政策に関連する共通の利害を有する問題について、政府、雇用者及び労働者の二者間又は三者間で行われるあらゆる種類の交渉、協議及び情報交換を含む。

「特命大臣」とは、第5条の規定に基づき指名された連邦大臣をいう。

「持続可能な雇用」とは、ネットゼロ排出及び気候〔変動〕影響に備えた未来を達成するカナダの道筋に適合し、働きがいのある人間らしい仕事、とりわけ、労働協約を締結した労働組合により代表される労働者の雇用を含む、労働者及びその家族を長期的に支援することができ、公正な所得、雇用の保障、社会的保護及び社会的対話のような要素が含まれる仕事の概念を反映した、あらゆる雇用をいう。

## 目的

### 第3条 目的

この法律の目的は、技能開発、労働市場、労働における権利、経済開発及び排出削減といった事項に国及び地方レベルで重点的に取り組むことを含む、関係する連邦機関による透明性、説明責任、参画及び行動を確保する枠組みを通じて、ネットゼロ経済への移行におけるカナ

(19) Constitution Act 1982, 1982 c.11 (UK), Schedule B. <<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/const/page-12.html#h-55>> 1982年憲法法第35条第2項において、カナダの原住民とは、カナダのインディアン、イヌイット及びメティス (Métis) を含むとされる。メティスとは、(主として毛皮交易に従事した) 白人とインディアン女性との間に生まれた子供とその子孫のうち、独自の政治的・社会的・文化的・民族的アイデンティティを持つ人々の総体をいう。綾部恒雄・飯野正子編著『カナダを知るための60章 (エリア・スタディーズ)』明石書店, 2003, pp.170-171.

(20) 第9条第1項では、環境大臣は、第6条で設定された目標 (2050年の温室効果ガス排出目標は、ネットゼロ排出であること) 及び第7条で設定された各目標 (節目となる年ごとに温室効果ガス排出目標を設定しなければならず、各目標は、前回の目標を上回るものでなければならないなど) を達成するための温室効果ガス排出削減計画を策定しなければならないと定められている。Canadian Net-Zero Emissions Accountability Act (S.C. 2021, c.22) <<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/c-19.3/fulltext.html>>

(21) 2022年公表の最初の計画「2030年排出削減計画」では、カナダが2030年までに2005年レベルより40%削減し、2050年までにネットゼロ排出とする排出削減目標を達成する道筋を部門ごとに概説した工程表が示された。“2030 Emissions Reduction Plan: Clean Air, Strong Economy,” 2024.12.12. Government of Canada Website <<https://www.canada.ca/en/services/environment/weather/climatechange/climate-plan/climate-plan-overview/emissions-reduction-2030.html>>

(22) 2050年までの期間をいう。前掲注(20)参照。

ダの経済成長、持続可能な雇用の創出並びに労働者及び地域社会への支援を円滑にし、かつ、促進することである。

## 大臣の指名

### 第4条 大臣

枢密院における総督<sup>(23)</sup>は、命令により、国王のカナダ枢密院の構成員<sup>(24)</sup>のいずれかを、この法律の適用について、大臣に指名することができる。

### 第5条 特命大臣

枢密院における総督は、命令により、大臣以外の国王のカナダ枢密院の1人以上の構成員を、この法律の適用について、1人以上の特命大臣に指名することができる。

## 持続可能な雇用連携審議会

### 第6条 設置

(1) 持続可能な雇用連携審議会と称する審議会を設置し、その任務は、大臣及び特命大臣に対し、社会的対話のプロセスを通じて、次の各号に掲げる事項に関する独立した助言を提供することとする。

- (a) ネットゼロ経済への移行と一致する、持続可能な雇用の創出を促すための措置
- (b) 技能開発、訓練、再訓練並びに経済開発及び多様化を通じ、並びに持続可能な雇用行動計画に関する国、地方、連邦・州及び連邦・準州の取組を通じることを含む、ネットゼロ経済への移行において労働者、地域社会及び地方を支援するための措置
- (c) 大臣からそれ〔審議会〕に付託された事項

#### (2) 付託事項の設定

大臣は、特命大臣と協議の上、審議会への付託事項を定めなければならない。

#### (3) 付託事項の修正

大臣は、特命大臣と、その職が空席でない限り、審議会の各共同議長と協議の上、付託事項を修正することができる。

#### (4) 付託事項の公開

大臣は、付託事項及びそれに対するあらゆる修正を公表しなければならない。

(23) カナダ政府の意思決定は、実質的には、首相が指導的な役割を果たす内閣において行われている。しかし、内閣は慣習に基づく組織であるため、法律上は、あくまで枢密院における総督（Governor-in-Council）が行政権を行使する形をとる。同様に、首相や内閣が実質的に定める行政命令も、枢密院の助言に基づき総督が制定する枢密院令（Order-in-Council）という形をとる。大迫丈志「カナダの行政組織とその再編」『レファレンス』776号、2015.9, p.87. <<https://doi.org/10.11501/9497214>>

(24) 枢密院における総督が選任する枢密顧問官（Privy Councilor）により構成される（1867年憲法法第11条）。枢密顧問官には、国務大臣、カナダ最高裁判所長官等が任命される。“King’s Privy Council for Canada: About the King’s Privy Council,” 2025.9.8. Government of Canada Website <<https://www.canada.ca/en/privy-council/services/king-privy-council-canada.html>>

## 第7条 責務

審議会の責務には次の各号に掲げる事項が含まれる。

- (a) ネットゼロ経済における持続可能な雇用での成長を促進する戦略及び措置について、大臣及び特命大臣に助言すること。
- (b) ネットゼロ経済への移行における労働力への影響に対処し、労働者を支援し、及び労働者のための機会を創出する方法について、大臣及び特命大臣に助言すること。
- (c) ネットゼロ経済における経済成長及び労働市場に関連するデータの収集及び全体的な質について、大臣及び特命大臣に助言すること。
- (d) 関連する政策及びプログラムの有効性について、大臣及び特命大臣に助言すること。
- (d.1) 持続可能な雇用行動計画又はこの法律の目的に関連して、カナダの州政府及び準州政府並びにその他の政府<sup>(25)</sup>との協力の可能性のある分野について、大臣及び特命大臣に助言すること。
- (e) 国、地方、州、準州及び地域社会レベルを含む、関係するパートナー及び利害関係者を付託事項に従って参画させること。
- (f) 付託事項に規定され、又は第14条若しくは第15条の規定に基づき大臣によって要請されたあらゆる事項に対処し、又はあらゆる活動を実行すること。

## 第8条 任命

- (1) 審議会は13名の委員で構成され、委員は大臣の推薦に基づき枢密院における総督が任命し、非常勤とし、かつ、任期は最長3年で随意更新可能である。

### (1.1) 構成

審議会は、次の委員で組織する。

- (a) 2名の共同議長
- (b) 労働組合を代表する委員3名
- (c) 先住民を代表する委員3名
- (d) 産業界を代表する委員3名
- (e) 環境に関する非政府組織を代表する委員1名
- (f) その他主要な利害関係者グループを代表する委員1名

### (2) 要素

大臣は、委員の任命に関する推薦を行う場合、次の各号に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (a) 地方の多様性を含むカナダの多様性及び過小評価されているグループを反映した委員を有することの重要性
- (b) 次に掲げる1つ以上の知見、専門性又は経験を有する委員の必要性
  - (i) ネットゼロ経済への移行に関する主要部門
  - (ii) 産業変容及び技術転換に関する問題を含む、ネットゼロ経済への移行において労働

(25) カナダにおける地方政府（local government）とは、州・準州より下位の階層にある組織を意味するため、（州・準州より下位の）自治体政府などが考えられる。第16条第3項c.4号では、同様に「その他の政府」と規定され、同項c.5号では、州政府及び準州政府と並んで自治体政府が列挙されている。自治体国際化協会『カナダの地方自治』2024, p.11. <[https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/2023\\_Local%20Government%20of%20Canada.pdf](https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/2023_Local%20Government%20of%20Canada.pdf)>

### 者が直面する問題の種類

- (iii) 労働組合に所属する労働者の代表性
- (iv) 先住民の先住民的な知見
- (v) 地方、国及び国際レベルでの気候変動及び気候政策
- (vi) 経済市場及び労働市場の分析及び予測
- (vii) 地方及び国レベルでの技能開発、訓練及び再訓練の取組
- (viii) 諮問組織又は諮問委員会のガバナンス

### (3) 共同議長

大臣は、共同議長に関する推薦を行う場合、労働組合及び産業界を代表する者を推薦しなければならない。

## 第9条 報酬及び経費

審議会の委員には、枢密院における総督が定める報酬が支払われなければならず、通常の居住地に不在である間に業務に関連して発生した旅費、滞在費その他の経費について、国家財政委員会<sup>(26)</sup>の命令に従って払戻しを受ける権利がある。

## 第10条 みなし雇用

審議会の委員は、「政府職員補償法」<sup>(27)</sup>の適用について、職員であり、かつ、「航空法」第9条<sup>(28)</sup>の規定に基づき制定された規則の適用について、連邦行政機関に雇用されているものとみなされる。

## 報告書

### 第11条 年次報告書

- (1) 審議会は、次に掲げる日までに年次報告書を大臣及び特命大臣に提出しなければならない。
  - (a) 第1回報告書の場合は、大臣が定める日
  - (b) 後続の各報告書の場合は、毎年10月15日
- (2) 内容

年次報告書には、次に掲げる時期以降の審議会の助言及びその活動の概要を含めなければならない

(26) 政府全体の業務管理を監視し、費用対効果を確保する役割を果たすため枢密院に置かれている。公務員の使用者としての政府を代表しており、人事長官（Chief Human Resources Officer）が公務員の労働関係、団体交渉、年金に関する職務を分掌している。大迫 前掲注(23), pp.88-89.

(27) Government Employees Compensation Act (R.S.C., 1985, c.G-5) <<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/g-5/FullText.html>> 職務に起因する負傷を負った、又は疾病に罹患（りかん）した連邦職員に災害補償給付を提供することを定めた法律。

(28) Aeronautics Act (R.S.C., 1985, c.A-2) <<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/ACTS/A-2/FullText.html>> 第9条第1項では、枢密院における総督は、連邦行政機関に雇用されている者等が連邦行政機関での職務中に飛行したことに直接起因して死亡又は負傷した場合、支払われる補償金、補償金の受取人及び支払方法を定める規則を制定することができると定められている。これに基づき制定された航空事故補償規則（Flying Accidents Compensation Regulations (C.R.C., c.10) <[https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/C.R.C.\\_c\\_10/FullText.html](https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/C.R.C._c_10/FullText.html)>）においては、一定の条件下におけるカナダの公務に従事する者等の負傷又は死亡に対する補償が定められている。

ならない。

- (a) 第1回報告書の場合は、この法律の施行 [日]
- (b) 後続の各報告書の場合は、前回の報告書 [の作成日]

## 第12条 報告書の公表

大臣は、年次報告書を受領した日の後、30日以内にそれを公表しなければならない。

## 第13条 大臣による回答書

- (1) 大臣は、特命大臣及びその他関係する連邦大臣と協議の上、審議会の年次報告書に対する回答書を作成し、大臣が年次報告書を受領した日の後、120日以内にそれを公表しなければならない。

### (2) 内容

回答書には、年次報告書に含まれる審議会の助言を取り上げなければならない。

## 第14条 報告書

審議会は、大臣の要請により、大臣が特定した持続可能な雇用の創出又はネットゼロ経済への移行に関する事項を調査し、及び報告しなければならず、並びに大臣は報告書を公表することができる。

## 第15条 進捗報告書

審議会は、大臣の要請により、当該要請が行われた日の後、30日以内に、大臣が特定した活動に関する進捗報告書を大臣に提供しなければならない。

## 持続可能な雇用行動計画

## 第16条 持続可能な雇用行動計画

- (1) 大臣は、2025年12月31日までに持続可能な雇用行動計画を作成し、及びその後5年ごとの12月31日までに新たな計画を作成しなければならない。

### (2) 計画の提出

大臣は、次に掲げる日までに各計画を [カナダ] 議会の各議院に提出させなければならない。

- (a) 最初の計画の場合は、2025年12月31日の後、当該議院の15開会日
- (b) 後続の各計画の場合は、その後5年ごとの12月31日の後、当該議院の15開会日

### (3) 内容

各計画は、次の各号に掲げる内容を含まなければならない。

- (a) カナダ経済の脱炭素化のための投資、労働に関する連邦の経済的インセンティブを利用するための条件整備、労働者のための持続可能な雇用への道筋の特定を通じることを含む、連邦政府が今後5年間、ネットゼロ経済への移行において、どのように経済成長、持続可能な雇用の創出並びに労働者及び地域社会の支援を円滑にし、かつ、促進するかの概説

- (a.1) 連邦政府が前文に定める指導原則をどのように守っているかの説明
- (b) 技能開発、経済的措置及び社会的措置並びに個人、地方、地域社会及び部門単位で労働者を支援する措置を含む、大臣、特命大臣及びその他の関係する連邦大臣が実施すべきと特定した措置、責任を有する連邦機関が達成すべきマイルストーン並びにこれらの大臣がこうした措置を実施する方法の設定
- (c) 連邦政府内で利用可能であり、ネットゼロ経済における経済成長及び労働市場に関連し、並びに同計画の策定に使用されたデータの要約を含め、労働力における公平性、多様性及び包摂性に関連するデータを、b号にいう措置の策定に当該データがどのように情報を与えたかの説明とともに含めること。
- (c.1) 先住民に関連するデータを含む、労働市場分析に影響を与えるc号にいうデータの欠落を特定し、その欠落が分析に与える影響を説明し、かつ、どの欠落に対処しているかを示すこと。
- (c.2) 技能開発、訓練及び再訓練を支援し、並びにその他の関連する労働市場及び労働者に焦点を当てた問題に対処するために実施された、この法律に関連する措置に関する情報を含めること。
- (c.3) それ〔各計画〕が「カナダのネットゼロ排出説明責任法」第9条の規定に基づき策定された温室効果ガス排出削減計画をどのように考慮するかの説明
- (c.4) 同計画又はこの法律の目的に関連して、カナダの州政府及び準州政府並びにその他の政府と協力して実施された主要な措置に関する情報を含めること。
- (c.5) 持続可能な雇用の創出並びに労働者及び地域社会の支援に貢献し得る、州政府及び準州政府、先住民、労働組合、自治体政府又は民間部門が講じた取組又はその他の措置に関する情報を含めること。
- (d) 後続の計画の場合、前回の計画のマイルストーンの達成に向けた進捗状況の説明

## 第17条 修正

(1) 大臣は、持続可能な雇用行動計画をいつでも修正することができる。

### (2) 提出

大臣は、修正された計画が作成された後、〔カナダ〕議会の各議院が開会する日の最初の15日目までに、当該修正された計画を各議院に提出させなければならない。

## 第18条 協議

大臣は、持続可能な雇用行動計画を作成し、又は修正する場合、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (a) 審議会からの助言の考慮
- (b) 既存の労働市場分析並びに既存の及び計画中の排出削減措置の経済効果に関する内容を含む、特命大臣及びその他の関係する連邦大臣との協議
- (c) 「カナダのネットゼロ排出説明責任法」第9条の規定に基づき策定された最新の温室効果ガス排出削減計画の考慮
- (d) 州政府及び準州政府、先住民並びに非政府組織、労働者及び産業界を含む、他の主要な専門家、パートナー及び利害関係者に対する提案の機会の提供

## 第19条 進捗報告書

(1) 大臣は、2028年6月1日までに進捗報告書を作成し、その後5年ごとの6月1日までに追加の進捗報告書を作成しなければならない。

### (2) 進捗報告書の提出

大臣は、各進捗報告書が作成された後、[カナダ]議会の各議院が開会する日の最初の15日目までに、当該報告書を各議院に提出させなければならない。

### (3) 内容

各進捗報告書には、最新の持続可能な雇用行動計画に定められたマイルストーンの達成及び措置の実施に向けた進捗状況の最新情報を記載し、マイルストーンの達成の可能性を高めるために実施中又は実施可能な追加措置の詳細を含めなければならない。

### (4) 協議

大臣は、進捗報告書を作成する場合、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (a) 審議会からの助言を考慮すること。
- (b) 特命大臣及びその他の関係する連邦大臣と協議すること。

## 持続可能な雇用事務局

## 第20条 設置

(1) 大臣は、この法律の執行において大臣を支援するため、持続可能な雇用事務局を設置しなければならない。

### (2) 役割

事務局の役割には次の各号に掲げる事項が含まれる。

- (a) それぞれの持続可能な雇用行動計画の策定及び実施において、政策及びプログラムの一貫性を確保し、連邦政府内において同計画に定められた措置を立案する作業を支援し、技能開発、労働市場、労働における権利、経済開発及び排出削減に関する事項に国及び地方レベルで責任を有する機関を含む、それぞれの責任分野において指導的役割を果たす連邦機関を横断して当該措置の実施を調整すること。
- (b) 同計画の作成を支援し、かつ、それに関する進捗を追跡すること。
- (c) 同計画に関連する連邦・州間及び連邦・準州間の具体的な取組を調整し、かつ、共通の利害を有する分野において州政府及び準州政府とともに参画すること。
- (c.1) 持続可能な雇用に関する労働者及び雇用者対象の連邦のプログラム、資金提供及びサービスに関する情報源及び窓口の役割を果たすこと。
- (d) 審議会に対して運営及び政策の支援を行うこと。

## 一般 [規定]

## 第21条 法律の見直し

(1) 大臣は、この法律が裁可を得た日の後、10年以内に、及びその後の10年間の各期間の終了時までに、この法律の見直しをさせなければならない。

(2) 報告書の提出

大臣は、見直しの報告書が完成された後、[カナダ] 議会の各議院が開会する日の最初の 15 日目までに、当該報告書を各議院に提出させなければならない。

(かわい みほ)